

令和4年度 松江教育事務所学校訪問指導 概要一覧

種別	種類	対象	内容等	留意事項
I 授業改善推進に係る訪問指導	①継続型訪問指導	希望する学校	○年間を通して複数回(5～10回程度)訪問し、継続的に助言・指導。	
	②研究推進型訪問指導	希望する学校	○研究授業及び研究協議、または校内研修について助言・指導。 ※教育研究団体からの申請も中途申請によって対応。	
	③授業力向上型訪問指導	比較的経験の浅い教諭(概ね経験5年目まで)、または講師がいる学校で希望する学校	○研究授業及び研究協議について助言・指導。 ○加えて、対象者への個別の助言・指導。	
	④支援・相談型訪問指導 <b>新設</b>	希望する学校	○学校の課題や要望に対応した支援・相談。 <b>【例】</b> ・研究の進め方に関する相談。 ・授業づくりに関する支援、相談。 ・複数学級の授業を参観して助言・指導。 他	I①～③の内容以外で、学校が希望する内容を具体的に記入。(教科の指定や複数回の訪問希望があれば備考欄に記入)
II 幼小接続に係る訪問指導	①校内研修に係る訪問	希望する小学校、義務教育学校	○スタートカリキュラム作成等に係る校内研修を支援。	基本的に各校1回。
	②幼小交流に係る訪問指導	希望する小学校、義務教育学校	○幼小交流活動に係る助言・指導。	基本的に各校1回。
III 初任者※研修、経験者研修(教諭)に係る訪問指導	①初任者の状況把握に係る訪問(5月～6月)	初任者研修対象の新規採用教諭配置校 <b>該当校悉皆</b>	○新規採用者との面談及び管理職または指導教員との面談。1時間程度。	<b>別表1</b> で確認し、期日の変更を希望する場合は、4月11日(月)までに連絡。
	②初任者研修に係る訪問指導(9月～2月)	初任者研修対象の新規採用教諭配置校 <b>該当校悉皆</b>	○「初任者研修に係る『学校訪問指導』実施要項」に基づき、初任者及び管理職等との面談、並びに公開授業及び研究協議における助言・指導。	原則として公開授業及び研究協議の際は、全教職員参加。
	③教職経験6年目研修(教諭)及び中堅教諭等資質向上研修(教諭)に係る訪問指導	教職6年目(教諭)及び中堅教諭等資質向上研修(教諭)対象者について訪問指導を希望する学校	○「教職経験6年目研修実施要項」「中堅教諭等資質向上研修実施要項」に基づき、主として「OJT研修」に関することについて、助言・指導。	
※初任者＝新規採用の教諭のこと				
	IV 養護教諭、栄養教諭、事務職員等の研修・職務に係る訪問指導	①新任教職員の状況把握に係る訪問(5月～6月)	新規採用の養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置校 <b>該当校悉皆</b>	○新規採用者との面談及び管理職または指導教員との面談。1時間程度。 <b>別表1</b> で確認し、期日の変更を希望する場合は、4月11日(月)までに連絡。
	②新任教職員研修に係る訪問指導(7月～12月)	新規採用の養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置校 <b>該当校悉皆</b>	○「島根県新任教職員研修実施要項」の、各職に係る「『学校訪問指導』実施要項」の内容。	島根県教育センター及び保健体育課が日程調整等を行い、別途通知。
	③教職経験6年目研修及び中堅教諭等資質向上研修に係る訪問指導	教職6年目及び中堅教諭等資質向上研修対象者について訪問指導を希望する学校	○「教職経験6年目研修実施要項」に基づき、研修内容について助言・指導。 ○「中堅教諭等資質向上研修実施要項」に基づき、研修内容について、助言・指導。	
④学校の希望による訪問指導	養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)、事務職員の研修・職務に係る訪問を希望する学校等	○職務等に係る相談・助言、または研修。	T2として研究授業をする場合は、I②またはI③で申請。	
V 生徒指導に係る訪問指導	①県事業実施校訪問	生徒指導に係る県事業(不登校等対応体制充実事業、中学校クラスサポート事業、学びいきいきサポート事業)実施校 <b>該当校悉皆</b>	○管理職等から、事業の実施状況について説明を受け、助言・指導。	詳細は、各事業の実施要項に基づいた依頼文書(別途送付)の内容に沿って実施。
	②学校の希望による訪問指導	希望する学校	○生徒指導に係る内容について研修、助言・指導。	
VI 特別支援教育に係る訪問指導	①特別支援学級新任担当者対象訪問指導	特別支援学級新任担当者所属校 <b>該当校悉皆</b>	○研究授業及び研究協議について助言・指導。 ○加えて、新任担当者への個別の助言・指導。	研究授業は、原則として「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」を実施。
	②通級指導教室新任担当者対象訪問指導	通級指導教室新任担当者所属校 <b>該当校悉皆</b>	○管理職及び新任担当者から通級指導教室の運営状況について説明を受け、助言・指導。 ○加えて、新任担当者への個別の助言・指導。	VI③と兼ねることも可。
	③新設通級指導教室訪問指導	通級指導教室新設校 <b>該当校悉皆</b>	○管理職及び担当者から通級指導教室の運営状況について説明を受け、助言・指導。 ○加えて、担当者に個別に助言・指導。	VI②と兼ねることも可。
	④にこにこサポート事業実施校訪問	にこにこサポート事業実施校 ※小・中学校、義務教育学校の多人数特別支援学級に係る配置の場合を含む。 <b>該当校悉皆</b>	○管理職及び特別支援教育コーディネーター(多人数特別支援学級の場合は学級担任)から、非常勤講師の活用状況等について説明を受け、助言・指導。 ○加えて、非常勤講師の入っている授業を参観、または非常勤講師との面談。	<b>別表2</b> で確認し、期日の変更を希望する場合は、4月11日(月)までに連絡。
	⑤学校の希望による訪問指導	希望する学校	○特別支援教育に関する内容について研修、助言・指導。	
VII 特別支援教育支援専任教員による学校支援		希望する学校	○特別支援教育に関する内容について相談・支援。	電話一本で相談を受け付け、可能な限り迅速に対応。 <b>特別支援教育支援専任教員直通ダイヤル 0852-32-5791</b>